

#### 4. 液化石油ガス

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果																		
(1) 取扱主任者 【液石則第73条】	可選 任 要 件 (い ず れ か 一 つ を 満 た せ ば	選任した時点で、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状のいずれかを有しているか。	免状により確認	適 否 適・否																		
		大学もしくは高等専門学校で理学または工学の課程を修了しているか。	履歴書等で確認																			
		高等学校で工業に関する課程を修了し、かつ、選任した時点で液化石油ガスに関する製造又は消費に係る6ヶ月以上の実務経験があるか。	履歴書等で確認																			
		選任した時点で高圧ガス保安協会が実施する「特定高圧ガス取扱主任者講習」を修了しており、液化石油ガスに係る6ヶ月以上の製造または消費に関する経験を有していたか。	受講者証等で確認																			
(2) 技術上の基準 【液石則第53条第1項第1号 〈例示基準1〉 第2号	警 戒 標 等	消費設備には、その周囲から見やすいように警戒標を掲げているか。	警戒標が腐食していないか。 (参考例) 高圧ガス、火気厳禁、無断立入禁止、等	適 否 適・否																		
	離 保 安 距	減圧設備の外側から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有しているか。																				
<p>第一種保安物件【液石則第2条第1項第1号】 学校、病院、劇場、映画館、文化財である建築物、博物館、駅、百貨店、旅館等</p> <p>第二種保安物件【液石則第2条第1項第2号】 住居</p> <p>第一種設備距離【液石則第2条第1項第16号】 貯蔵能力（単位：kg）に対応する距離（単位：m）であって、L1で表される距離。</p> <p>第二種設備距離【液石則第2条第1項第17号】 貯蔵能力に対応する距離であってL4で表される距離。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">L</th> <th>X</th> <th><math>0 \leq X &lt; 10,000</math></th> <th><math>10,000 \leq X &lt; 52,500</math></th> <th><math>52,500 \leq X &lt; 990,000</math></th> <th><math>990,000 \leq X</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L1</td> <td></td> <td><math>12\sqrt{2}</math></td> <td><math>0.12\sqrt{X + 10,000}</math></td> <td>30 低温貯槽にあっては <math>0.12\sqrt{X + 10,000}</math></td> <td>30（低温貯槽にあっては、120）</td> </tr> <tr> <td>L2</td> <td></td> <td><math>9.6\sqrt{2}</math></td> <td><math>0.096\sqrt{X + 10,000}</math></td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>					L	X	$0 \leq X < 10,000$	$10,000 \leq X < 52,500$	$52,500 \leq X < 990,000$	$990,000 \leq X$	L1		$12\sqrt{2}$	$0.12\sqrt{X + 10,000}$	30 低温貯槽にあっては $0.12\sqrt{X + 10,000}$	30（低温貯槽にあっては、120）	L2		$9.6\sqrt{2}$	$0.096\sqrt{X + 10,000}$	24	24
L	X	$0 \leq X < 10,000$	$10,000 \leq X < 52,500$	$52,500 \leq X < 990,000$		$990,000 \leq X$																
	L1		$12\sqrt{2}$	$0.12\sqrt{X + 10,000}$	30 低温貯槽にあっては $0.12\sqrt{X + 10,000}$	30（低温貯槽にあっては、120）																
L2		$9.6\sqrt{2}$	$0.096\sqrt{X + 10,000}$	24	24																	

検査項目	検査(自主点検)の内容				留意点等	自主点検	検査結果
	L3	$8.4\sqrt{2}$	$0.084\sqrt{X+10,000}$	21	21		
	L4	$8\sqrt{2}$	$0.08\sqrt{X+10,000}$	20 低温貯槽にあつては $0.08\sqrt{X+10,000}$	20 (低温貯槽にあつては、80)		
第3号 〈例示基準8〉	距火 離気 ①制限	貯蔵設備、導管、減圧設備、配管は、その外面から火気を使用する場所に対し8メートル以上の距離を有しているか。 又は、漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置、又は漏えいしたときに使用中の火気を消すための連動装置があるか。			流動防止措置とは、防火壁、障壁等、例示基準で規定する措置を指す。  * 以下、各項目とも、詳細は例示基準に定めるところによる。	適 否	適・否
第4号 〈例示基準11〉	止滞 構留 造防	消費設備を設置する室は、液化石油ガスが漏洩した際に滞留しないような構造になっているか。			2方向以上の開口部(1㎡あたり300cm <sup>2</sup> 以上)、又は換気装置があるか。	現場確認 適 否	適・否
第5号 〈例示基準24〉	知漏 警洩 報検	消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備が設けられているか。			設置箇所を書類確認及び現場確認。 漏えい検知性能、警報性能に係る定期点検記録があるか。	適 否	適・否
第6号 〈例示基準15〉	耐 圧 ・ 気 密 性 能	貯蔵設備、導管、減圧設備、配管は、常用の圧力の1.5倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.3倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.1倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格するものであるか。			特定高压ガスの消費に係る当初の届出時又は当該消費に付随する貯蔵・製造に係る許可・届出時の添付書類(認定試験者試験等成績書、ミルシート等)により確認済みである場合は適とする。無届の変更があれば要書類確認。	現場確認  適 否	適・否
第7号 〈例示基準12〉	の消 材費 料設 備	消費設備に使用する材料は、液化石油ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分、機械的性質を有しているか。			同上	適 否	
第8号 〈例示基準13〉	礎備 の費 基設	消費設備(配管及びここに規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものであるか。この場合において、貯槽(貯蔵能力が100㎡又は1t以上のものに限る。)の支柱(支柱のない貯槽にあつては、その底部)は、同一の基礎に緊結されているか。			同上	適 否	適・否
第9号 〈例示基準16〉	度設 備の 強	貯蔵設備、導管、減圧設備、配管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該貯蔵設備等の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は貯蔵設備等の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであるか。			同上	適 否	適・否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
第10号 〈例示基準19〉	圧貯防槽止の負 低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置が講じられているか。	例示基準で定める措置がなされていることをフローシート等で書類確認及び現場確認。	適 否	適・否
第11号 〈例示基準17〉	安圧全力量計置・ 貯蔵設備、導管、減圧設備(圧縮ガスの減圧設備を除く)、配管には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置が設けられているか。	フローシート等で書類確認及び現場確認。また、安全装置の作動に係る定期点検記録があるか(→別紙「2. 一般高压ガス、液化石油ガス共通」の「(6) 定期自主検査」に関連)。	適 否	適・否
第12号 〈例示基準25〉	の静除去電 消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置が講じられているか。	ボンディング用接続線、接地接続線の状況を書類確認及び現場確認。	適 否	適・否
第13号 〈例示基準26〉	備防消火設 消費施設には、その規模に応じて、適切な防消火設備が適切な箇所に設けられているか。	例示基準で定める防消火設備があることを図面等で書類確認及び現場確認。消火器の能力は適正か。老朽化していないか。	適 否	適・否
第14号 〈例示基準29〉	のバルブ等 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	バルブには、開閉状態が標示されているか。配管には、流体名・流れ方向が標示されているか。	適 否	適・否
第15号 〈例示基準14〉	下貯槽の沈 貯槽(貯蔵能力が100m <sup>3</sup> 又は1t以上のものに限る。)には、その沈下状況を測定するための措置が講じられているか。また、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定しているか。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置が講じられているか。	定期的な点検記録があるか。	適 否	適・否
【液石則第53条第2項】 第1号 〈例示基準8〉	離火②気制限距 貯蔵設備、導管、減圧設備、配管の周囲5メートル以内では、火気の使用を禁じているか、かつ、引火性又は発火性の物が置かれていないか。ただし、当該設備と火気を使用する場所又は引火性若しくは発火性の物を置く場所との間に流動防止措置又は液化石油ガスが漏れいしときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	制限距離内に石油類は置かれていないか。  流動防止措置とは、防火壁、障壁等、例示基準で規定する措置を指す。	適 否	適・否
第2号 〈例示基準37〉	日常点検 消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検しているか。また、1日に1回以上、消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検しているか。その結果、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じているか。	3回/日以上の日常点検記録があるか。点検項目等は、例示基準に規定されたものとなっているか。「日常点検」とは、別紙「1 共通項目」の「(6) 定期自主検査」とは異なるものであることに注意。	適 否	適・否
第3号 〈例示基準38〉	修理又は清掃 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行っているか。又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行っているか。  消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じているか。	作業手順確認  作業手順確認	適 否  適 否	適・否  適・否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
	修理等のため作業員が消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講じているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後で消費を開始しているか。	作業手順確認	適 否	適・否
第4号 〈例示基準39〉	消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じているか。	バルブは、直接手で操作しているか。ハンドル回し等を使用するときは、例示基準に定める方法で使用しているか。	適 否	適・否

- \* 本チェックシートにおいて、「液石則」とは、「液化石油ガス保安規則」(昭和41年5月25日 通商産業省令第52号)を示す。
- \* 同じく、「例示基準」とは、「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について」(平成13年3月26日 平成13・03・23原院第2号)を示す。  
(例示基準は、高圧ガス保安協会で冊子として頒布しているほか、経済産業省のホームページにも掲載されている)